説

1

文化元年二月

御奉行所御役所向

言上帳

以下同)。 大助」の初出は文化元年十二月の史料からである(件名一覧1-12° 横二○・五センチメートルである。表紙には「文化元子年二月吉祥 る。 たる六六件二一四点の史料を、年代順・事件別に編纂したものであ 日」と記されているが、作成者と思われる「四谷塩町壱丁め、 本帳面は天明元年(一七八一)から文化十四年(一八一七)にわ 形態は縦帳、二つ綴で、大きさは縦二八・四センチメートル、

の関係や本文中の修正跡から、 表題のみ・差出宛所のみといった部分が散見されるが、項目と丁数 なお、二ヶ所に乱丁があったが、本翻刻では修正を試みた。また、 丁数を表していて、厳密ではないが十丁ごとの丁数が、本文の左端 の際に意図的に不要と判断したのではないかと推測される。 上に附記されている(編集の都合上、本翻刻では表記しなかった)。 帳面冒頭に、三段組で索引項目の記載がある。項目の下の数字は 落丁というよりは作成者自身が編纂

公人請状や鉄炮改・切支丹改・御拳場関係などの町人支配・町政な 文化元年以前には一二件二五点の史料が確認でき、家守請状・奉

> どに関わる基本史料が目に付く。寛政三年(一七九一)三月の塩 できる。なお、ここでいう「家主」は、 壱丁目には、 意味していて、地主(家持)・家守の区別はみられない。 月行事二人を含む二二人の家主が存在したことが確認 町政に参与する店支配者を

①家主、 るが④個人史料も含まれている。 いて、家主大助の町内での活動を知る手がかりとなる。 文化元年以降は、ほとんどの史料に大助が何らかの形で関わって ②五人組、 ③月行事としての史料に分けられ、若干ではあ 大別すると

39 58 た や請願を行う際には、連名人となり、その人物の身元保証人となっ の給金について連帯責任を負った。また、店子が欠落した場合には なっていたので、 店子が請け負った人物についても家主に保証責務がかかってくる。 ることである。店子が訴訟の当事者となったり、奉行所などへ届出 する店子(史料上は「大助店誰々」と呼ばれる)の保証人をつとめ たのが寛政十年十二月というので、この頃に家主になったようであ 羽織を再び頂戴することを願い出ている(1-5)。初めて頂戴し 人別帳の書き替えを町奉行所へ届出て、残された家族に家財道具の 1 12 · 13 · 14 · 15 · 18 · 23 · 25 · 26 · 27 · 30 · 31 · 33 · 37 ①文化十一年に大助は、役場や町内に勤めるために着用する火事 家主としての一番の役割は、地借・店借にかかわらず店に所属 20では、既に帰郷した店子新兵衛が、欠落した奉公人の請人と 60・63)。また、 結局、 新兵衛の家主・店請人・知人がその奉公人 店子が欠落あるいは行方不明の場合には

相続を整えている(1-43)。

が、家主ごとに別の取扱になっている点は興味深い。なお、博奕で店子が火附盗賊改に召捕えられた場合は、家族がいなお、博奕で店子が火附盗賊改に召捕えられた場合は、家族がいなお、博奕で店子が火附盗賊改に召捕えられた場合は、家族がいなお、博奕で店子が火附盗賊改に召捕えられた場合は、家族がいなお、博奕で店子が火附盗賊改に召捕えられた場合は、家族がいなお、

に回収できたかどうかは一考する必要があるだろう。 るのが通例である。 も解決できないときに奉行所の力を借り、 ている。 に町奉行所での訴訟となり、内済で新規証文に仕立てたことになっ 出ている訴状である。磯五郎と武家との問題は、 元店子磯五郎が武家に貸した金を回収できず店賃が払えないとい る事例もある(1-61)。文化十四年、家主大助の最後の史料は、 「御玄関様」(町名主)に対して、店賃に関するもめ事を訴えてい ほとんどが町奉行・火附盗賊改に対して提出された書類であるが、 武家はすでに返済したといいはったので、磯五郎の呼出を願い 武家への貸金訴訟は数例あり、 史料上では決着したように読みとれるが、実際 最初は上司に訴え、それで 内済で新規証文に仕立て 1-6にあるよう

42)。たとえ家主でも、単独で訴訟をおこなう事例は見られない。当人・当人家主・五人組・名主という差出形態を取る場合か、また当人の家主が当人である場合の保証人である(1-28・29・32・30年)

③月行事は町の代表者であり、

町持の道普請や、

町持の場所で発

となり、龍吐水諸入用の割付など一部史料が混在している(1-55壱丁目が所属する火消し組合「く組」に関する業務も月行事の取扱行事に対しても見回りの責任が問われている(1-9)。四谷塩町・3・5)。町持の道端にある髪結床で起こった博奕事件では、月

56

見された遺骸や捨て子の処理などに責任をもっている(1-22

引き受けている(1-12・13・15)。とくに1-15の事件は、 ○年賦で返済することで決着するが、 店子伝兵衛は多くの貸金滞訴訟において、当人代人として訴訟人を 叔母から養子を貰っている史料などもみられる。 子仲間の株を元養子である田辺太兵衛という人物に譲り渡している を相手取り、三奉行所に裁判を委ねている。最終的には年六両を二 1-18では旗本の借金を請け負わされた知行所二ヶ国二ヶ村の名主 の者の代人を引き受けるにいたっている。伝兵衛本人の訴訟もあり、 ことがわかる。文化十四年二月十一日には、菓子製の諸道具と餅菓 (1-6)。株は養子手切として金弐両弐分で売買された。その他 これらの史料からは、 ④史料の作成者大助については、 町人の生活や行動も伝わってくる。 筒田屋という餅菓子屋であっ かなりまとまっていて詳細な 大助

雑である。願人は本人ではなく「人主」と肩書される名前人であり、行くことにくらべ、勢州山田へ行くために女手形をとる手続きは複また、町人が寺社参詣に出かける史料もあるが、大助が秋葉山に

訴訟手続を知ることができる。

35

奉行・道中奉行にも請書を提出していたことが確認できる。べられた。手形の発給にあたっては、町年寄だけでなく留守居・町女性たちが武家方と関係ないこと、髪や出来物の跡などが詳しく調

のと考えられる。 実態は「下家主」と記載された五人組に位置する大助が管理するも もんの後見が勤めることである。 五人組が立合って金子を借替えさせるということと、 この文書の興味深い点は貸し主が金銭を必要とする場合は、 六分、裏行町前二十一間余の家屋敷を担保に二百両の借金をした。 文も両者に後見が介在している(1-41)。もんは表間口九間七寸 研究報告」第1号、一九九五年十月)が、もんからなをへの家質証 がなく「後見」がつくことを指摘された 女性について、林玲子氏は四谷塩町一丁目の人別分析で女性に印 後見は他町の居住者であるので、 (「東京都江戸東京博物館 (森田 家守を売り主 朋子) 加印の

## 2 元治元年 御用日記留帳

には安政五年(一八五八)三月から元治元年(一八六四)一二月に資料の表紙には「元治元年(一八六四)正月より」とあるが、実際縦二三・七センチメートル、横一六・四センチメートルである。本衛によって書かれたものである。形態は縦帳、二つ綴で、大きさは「御用日記留帳」は四谷塩町一丁目の自身番屋に詰めていた徳兵

える上でも興味深い。
える上でも興味深い。
える上でも興味深い。
える上でも興味深い。
たの特色としては、まず、自身番が町内の治安維持とや柄に至るまで詳細に書かれているため、当時の人々の風俗を考色や柄に至るまで詳細に書かれているため、当時の人々の風俗を考える上でも興味深い。

に関するものである(2−11・2・24)。 で関するものである(2−11・2・24)。 第二に、金銭の借用をめぐる訴訟に関するものが多く見られる。 第二に、金銭の借用をめぐる訴訟に関するものが多く見られる。

げられる。 が下賜されることが決められた。御祝儀金の下賜にあたり四谷塩町 がそれにあたる。文久三年(一八六三)三月、 は市中惣竈数三万三、九四二軒に割り、一軒につき銭三貫一三九文 万三、○○○両が下賜されることになった 六四)十月、「御上洛候御祝儀」として、 ては二三〇年ぶりに上洛した。家茂の江戸帰着後、 丁目では、 第三に当該期の世情を反映した興味深い記述が見られることがあ 将軍の上洛、 電数調査を行い、文久三年(一八六三)九月の人別取 兵賦金の徴収、 長州藩上屋敷の取り壊し等 市中の町人に対して金六 (2-35) この御祝儀金 徳川家茂は将軍とし 元治元年(一八

塩町 文久三年 時 洛の持つ社会的意義を考える上でも重要であろう。 たことが推測される。 にも記されており、 のことは『藤岡屋日記』 に見ることができる。 軒)に割り、 たのは十月二十一日である。 引っ越した者の引越先を書き上げている。 調以降に四谷塩町に引越してきた者、 に出された町触は石井良助氏収集資料、 一丁目では銭八七九文を一二一軒(表店六十三軒、 (一八六三) 三月九日、京都においても行われていた。 一軒につき七文が十一月七日に渡された。 江戸市中の町人も御祝儀金の下賜を期待してい この下賜金に関する一連の記述は、 将軍上洛における御祝儀金の下賜は、 第一一卷(三一書房、一九九二年、 この下賜金には、 および、 祝儀金が実際に下賜され 「御触帳」(90373335) 四谷塩町から他所へ 剰余金があり、 なお、 裏店五十八 将軍の上 すでに 八頁 この 四谷

文久改革の一環として文久二年(一八六二)十二月兵賦令が出されているが、本資料中にも、これに関連する記述がある(2 − 51)。 ・本資料には、四谷塩町一丁目家主伊太郎が小普請組安藤与十郎 け同之進から集めた兵賦金を紛失してしまった事件が記されている。この一件がどのような形で決着が付けられたのかは明確にしえる。この一件がどのような形で決着が付けられたのかは明確にしえる。この一件がどのような形で決着が付けられたのかは明確にしえる。この一件がどのような形で決着が付けられたのかは明確にしえる。この一件がどのような形で決着が付けられたのかは明確にしえる。この一件がどのような形で決着が付けられたのかは明確にしえる。この一件がどのような形で決着が付けられたのかは明確にしえる。この一件がどのような形で決着が付けられたのかは明確にしえる。この一件がどのような形で決着が付けられたのかは明確にしえる。この一件がどのような形で決着が付けられたのかは明確にしえる。この一件がどのような形で決着が付けられたのかは明確にしえる。この一件がどのような形で決着が付けられたのかは明確にしえる。この一件がどのような形で決着が付けられたのかは明確にしえる。

深いところである。兵賦金の取立ての実態を伺うことができる記述

であると言えよう。

によるものと推測される。 によるものと推測される。 によるものと推測される。 には町火消があたったが、費用が多分に掛かることから、その助成には町火消があたったが、費用が多分に掛かることから、その助成として四谷塩町では金二十五両を差し出した。この屋敷取り壊しは、として四谷塩町では金二十五両を差し出した。この屋敷取り壊しは、この他にも幕末期の世相を反映した事象としては麻布の長州藩上によるものと推測される。

いる である徳兵衛の関心事を垣間見ることができる。 捌きに対する評定所の申渡しなどが記されており、 る事」として認識されていたことがわかる。 せ付けられた深川中島町家主吉兵衛の父惣兵衛等の請書が写されて られている。 共 本資料には四谷塩町とは直接の関係が見られない事柄も書きとめ (2-1)。この請書を写した理由として「年月日等相違致候 稀成事故書写置もの也」とあり、 例えば、 永代橋の掛け替えにあたって、 永代橋の掛け替えが この他にも斉田塩の売 本資料の作成者 渡り初めを仰 「稀な

するところが大きいと思われるのである。
いった幕末の世情を反映した記述が多く、今後の幕末期研究に寄与いった幕末の世情を反映した記述が多く、今後の幕末期研究に寄与いった幕末の世情を反映した記述が多く、今後の幕末期研究に寄与以上、雑駁ではあるが「御用日記留」の内容の特色を紹介してき

(岩橋 清美)

## 3 慶応三年 御用留

メートル、横一六・五センチメートルである。たものである。形態は縦帳、二つ綴で、大きさは縦二三・五センチ当「御用留」は、四谷塩町一丁目の書役徳兵衛によって作成され

強盗一件、その他六件となっている。 強盗一件、その他六件となっている。 強盗一件、その他六件となっている。 強盗一件、その他六件となっている。 強盗一件、その他六件となっている。 強盗一件、その他六件となっている。 強盗一件、その他六件となっている。

四一件のうち一八件は書類提出後の経過が記されている。

記述がある。

記述がある。

記述がある。

記述がある。

記述がある。

六月中旬に生じた五兵衛の金銭盗難(3-28)では、犯人二人は として、入墨・重敲の上実父へ引渡し、一人は七両と銭二○貫文を として、入墨・重敲の上実父へ引渡し、一人は七両と銭二○貫文を として、入墨・重敲の上実父へ引渡し、一人は七両と銭二○貫文を と記されている。

を訴えているので、実際の盗難事件は、ここに顕われているよりもほかは犯人捕縛後、町奉行所からの問合せに答える形で始めて被害項目の半分近くが盗難関連である。このうち犯人捕縛以前に被害届項目の半分近くが盗難関連である。当御用留では強盗事件を含めてと訴えているので、実際の盗難事件は、ここに顕われているよりもを訴えているので、実際の盗難事件は、ここに顕われているよりもを訴えているので、実際の盗難事件は、ここに顕われているよりもと訴えているので、実際の盗難事件は、ここに顕われているよりもというに対している。

行所扱い、前々年の事件は南町奉行所扱いとなっている。当年の二月二十二日(3-9)に生じた。うち当年の三件は北町奉11)と連続している。ほかの二件は前々年十二月中旬(3-12)と、うち二件は当年の三月十一日の夜九つ(3-10)と九つ半時(3-四月四日には、同時に四件の盗難に関する返答書が出されている。

頻発していたと考えられる。

本書中の唯一の「凶悪事犯」は、九月十三日に生じた古着渡世利本書中の唯一の「凶悪事犯」は、九月十三日に生じた古着渡世利兵衛宅に押入った強盗事件(3-31)である。侍躰の二人組が裏口兵衛宅に押入った強盗事件(3-31)である。侍躰の二人組が裏口

人宿預けになったとあり、幕末の世相をよくあらわしている。暇を出されたので、やむなく板橋宿に屯集したところを咎められ、では、旗本の歩卒に抱入られていた熊吉・宇吉・粂次郎の三人が、十月十四日付の人宿喜兵衛方寄子の三人の身分照合の件(3-37)

ている。 月五日付の座頭金返済に関する訴訟 衛門が自害した事件 いるので、ほとんどが町奉行所である。 いう寺であったので、 「御用日記留」にある火附盗賊改が慶応二年八月四日廃職となって 訴訟や刑事事件の管轄の部署は、 3 | 13) 寺社奉行の配下が検使を行っている。また六 では、 文化度の「言上帳」、元治度の 3 | 24 現場が青山久保町の智学院と ただし、 も寺社奉行所が扱っ 四月十三日に八右

り興味深い。 
「自殺者の検使記録は前出の八右衛門のほか、町奉行所が行った六自殺者の検使記録は前出の八右衛門のほか、町奉行所が行った六

二月二十八日に町奉行鍋島内匠頭 際は水茶屋七件が記されている。 屋 3) は関連記事がなく、十月二十一日条と二十九日条の間に収め 広い五月二日付の地図を図2として収載した。 が描かれている。 二・十八日付の草苅場に関するもので、 付られたとの記載がある。 しづつ広い範囲が描かれている。 れている 玉川上水見守番屋のほか松平新九郎邸前に組合番所と四谷御門 「御用留」には三つの地図が載せられている。 (3-40)。この地図は五月二日付の地図よりも南北に少 両者はほぼ同じものなので、 また四谷御門際の麹町十一丁目自身番屋 図3中には図2の床番屋・自身番 この水茶屋は葭簀張で弘化二年十 (直孝) 御堀端通り四谷御門外付近 の御白洲で願の通り仰せ もう一つの地図 口絵には記載範囲の うち二つは五月 (図

いの通り仰せ付られたという注記がある。も文久元年三月二十八日に町奉行石谷因幡守(穆清)の御白洲で願

(近松 鴻二

## 補 遺 文政七年十月十一日 敵討に付口書の事

いが、 る。 二一七センチメートル。この敵討については『藤岡屋日記』 田三十郎の家来へ引渡すなど関係者の処分まで記されている。 じた敵討の一件史料である。一紙、 (三一書房、一九八七、三四四頁) なお本書は、 本書は文政七年 本書には現場となった四谷塩町一丁目の町方に関する記述が多 『藤岡屋日記』では敵を討った宇市が構なし、 当館都市歴史研究室長の収集にかかる。 (一七二四) 十月十日、 文政七年十月十日条に記載があ 縦一六・五センチメート 四谷塩町一丁目往還で生 身柄は領主山 第 卷